

担当課	区 分	事業名	監査の結果又は意見	措置の内容等
社会教育推進課	意見		【意見22】 寝屋川市は、法的リスクを十分に考慮して制度を運用すべきである。	・現状、本事業は適切に運用しておりますが、家庭教育サポーターの運用に疑義が生じた場合は、速やかに学校に確認の上、適正な運用の確保に努めてまいります。 ・加えて、年度初めの任命式において、制度概要や関連法令の遵守事項を周知し、適法かつ適正な制度運用を図ってまいります。
社会教育推進課	意見	家庭教育サポーター派遣事業	【意見23】 目標活動回数の設定、人材の確保・養成する仕組みを見直し、支援体制を整備すべきである。	・家庭教育サポーターの報償費を令和8年度に引き上げるとともに、参加意欲を高めるための講習会の開催により、実践的なスキルとノウハウを提供し、安定的な人材確保と養成に努めてまいります。 支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、全小学校区への配置が望ましいと考えており、事業の性質上、家庭教育サポーターが適切に活動した上で、ニーズが少なくなることは望ましいことでもあるため、ニーズ減少の内容を分析し、本来必要とされるべき支援を見極め、家庭教育サポーターとも協議・相談し、活動内容を調整します。
社会教育推進課	意見	放課後子供教室推進事業	【意見24】 地域の活動内容の詳細な分析を行ない、事業の活性化、あるいは縮小を検討すべきである。	・令和7年度からねやがわスクールパークという放課後の居場所となる新たな事業を実施したことから、1実行委員会当たりの放課後子供教室推進事業委託料を減額したところです。 ・引き続き、市民ニーズや地域の実情を踏まえ、放課後の居場所の在り方について検討してまいります。
社会教育推進課	意見	青少年相談窓口	【意見25】 相談窓口の周知を拡大し、青少年自身が相談できる環境を整備することを検討すべきである。	・引き続き、青少年の居場所（スマイル）や市ホームページを活用して相談窓口を周知し、青少年が相談しやすい環境を整備してまいります。併せて、学校、図書館、コミュニティセンター等の各施設に「青少年相談窓口」のチラシを配布し、周知を図ってまいります。
教育指導課	意見	スクールソーシャルワーカーの配置	【意見26】 効果測定・成果の検証、課題の分析など事業評価を適切に行い、スクールソーシャルワーカーの人材の確保、配置方法、勤務時間、勤務条件の見直しを図るべきである。	・配置校区におけるケース会議の開催回数、活用内容等を把握し、効果的な活用事例等を他校区にも共有を図ってまいります。 ・教員の相談に十分対応するためにも、人員確保・勤務時間確保に努め、学校の課題解決に資するよう体制を整備してまいります。 ・会計年度任用職員としての雇用等、雇用形態については、他市の状況等を把握するとともに、学校において、効果的な活用が行えるよう、今後も検討してまいります。
教育指導課	意見	児童生徒支援人材	【意見27】 支援人材の活動報告日報を有効活用すべきである。	・児童生徒支援人材の活動報告日報については、日々の活動記録にとどまらず、児童生徒への支援の充実につなげるための資料として有効に活用できることから、令和8年4月から、支援に関わった児童生徒数、支援内容等を把握・集計できる様式へと改定しました。